



ヘルメットを着用しましょう

自転車用ヘルメット購入補助金



群馬県交通安全条例の改正により、令和3年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代および65歳以上の人に向けて、着用の促進を図るため、補助を実施しています。

▼対象

申請年度に満15〜満18歳に達する中高生の保護者および65歳以上の人で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に町に住所を有していること
- ヘルメットの購入から1年以内であること

※申請回数は着用者1人につき1回限りとなります。

▼補助金額 ヘルメット購入価格の2分の1(1000円未満切り捨て)で、上限2,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書など(購入日、商品名および購入額が記載されているもの)
- ヘルメット付属の保証書または取扱説明書
- 安全基準を満たしていることが分かる書類
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

次の申請フォームまたは窓口から申請してください。



▲申請フォーム

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)

乳幼児の安全のために

チャイルドシート購入補助金



自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。町では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

▼対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること
- 購入日に乳幼児が6歳未満であること
- 町税を滞納していないこと
- チャイルドシートの購入から1年以内であること

※補助金を交付できる台数は乳幼児1人に対し1台です。

▼補助金額 チャイルドシート購入価格の2

分の1(千円未満切り捨て)で、上限8,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)
- 保証書または取扱説明書
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

次の申請フォームまたは窓口から申請してください。



▲申請フォーム

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)



ナンバーディスプレイなど

特殊詐欺対策電話機などの購入費を補助



▼対象 次の全てに該当する人
 またはその人の属する世帯の世帯員

- 申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の人
- 特殊詐欺対策電話機や後付けの特殊詐欺電話対策装置などの購入から1年以内であること

●世帯員全員に町税などの滞納がないこと

▼補助金額

購入費の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限5,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)
- 保証書の写し
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法
 次の申請フォームまたは窓口から申請してください。



▲申請フォーム

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)



後付けの装置に限ります

自動車誤発進防止装置設置費補助金



▼対象

- 満70歳以上で後付けの自動車誤発進防止装置を購入・設置した人で、次の全てに該当する人
- 申請日に町に住所を有していること
- 自動車運転免許証を保有していること
- 町税を滞納していないこと
- 誤発進防止装置の購入・設置から1年以内であること

※申請回数は1人につき1回限りです。

▼補助金額

購入および設置にかかる費用の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限2万円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)

□取扱説明書など(自動車誤発進防止装置の概要が分かるもの)

- 装着状況が分かる写真
- 補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)



運転に不安を感じたことはありませんか？ 運転免許証の自主返納を支援



高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するための事業を行っています。

- ▼対象(次の全てに該当する人)
 - 申請日に町に住所を有していること
 - 運転免許証自主返納時に満65歳以上であること
 - これまでに当事業による助成を受けていないこと
 - 運転免許証を返納して1年以上

内であること

※免許証が失効した場合は対象になりません。

▼交付額 1万円

▼申請に必要なもの

□申請による運転免許の取消通知書

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)

今月の手話

「祭り」



祭りの時に担ぐ神輿みこしを表しています。肩に神輿みこしの棒を担ぐようにして揺らします。

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

店舗で買った商品は クーリング・オフ できません!



店舗での商品購入は原則、一方的にやめることはできません。特に、オーダー品は申し込み後にキャンセルを一切受けないというケースも多いので注意が必要です。

事例

1週間前に店舗で購入した扇風機と同じ商品が、2千円も安い値段で広告に載っていた。返品して再度購入したいと店舗に伝えたところ、できないと言われた。クーリング・オフできないのか。

ポイント

- 店舗購入はクーリング・オフによる返品や交換はできません。
- 一部の店舗ではレシートと未使用の商品を店頭を持って行くと、返品や交換をしてくれる場合がありますが、それはその店舗のサービスです。原則、商品が不良品であったり、別の商品を渡されていた場合などを除き、店舗側がキャンセルなどに応じる義務はありません。
- 店舗での商品購入で、返品や交換ができるかなどの判断に迷う場合は、消費生活センターなどにご相談ください。

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く))
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188
町ホームページはこちら▶ 